

社会主義における租税(二)

九二

——ソ連邦「取引税」の本質をめぐって——

佐藤 博

序

となつてゐる。

一、社会主義の「国民所得」と「取引税」⁽¹⁾

前稿(第六卷第四号所載)において、ソ連邦租税体系の経済的機能を、F・ホルツマンの所説を中心として述べたが、その際問題となつた事は、ホルツマンの著書(F. Holzman, Soviet Taxation, 1955)においては、ソ連邦租税の「本質的特性」

既に「経済学教科書」⁽²⁾によつて明らかにされているように、

社会主義の財政制度は、国民経済の貨幣資金フォンドを計画的に形成し分配する制度であり、「国民所得」の計画的な分配、再分配の役割を果している。⁽³⁾

(社会主義的国家収入の性格)が明確にされていなかつたという点である。従つて本稿の課題は、社会主義国民経済と国家との質的關係によつて生ずる、社会主義国家収入の本質の検討である。

特に、社会主義経済体制の特性から、国家財政の問題は、単

これら本質上の特性は、ソ連邦諸経済学者の常に強調する点である故、本稿は、従つてソ連邦財政学者の所説が論述の中心

に国家予算を中心とした国家経済に限定されず、その他、信用、国家社会保険、財産・生命保険、国营企業財務活動、協同組合企業・コルホーズの財務活動をも包括した全国民経済的な分

野におけるすべての財政活動（貨幣資金の形成・分配・利用）を研究対象とする。

かゝる研究対象をもつソ連邦の「国家財政学」は、A・アレキサンドロフの指摘するように「社会主義経済学」の「特殊部門」として存在してゐる。⁽⁴⁾

社会主義財政の問題は、「国民所得」の問題と直接的な関係がある故、社会主義国家収入の諸形態、とりわけ「取引税」に係わる問題も「国民所得」の配分という点から究明されねばならない。

従つて、先づ「国民所得」の理論から論をおこし、「取引税」の本質について明らかにしたい。

一、「国民所得」と「純所得」(Chisty dakhod)

A・ペトロフは、彼の編集する「経済統計学教程」⁽⁵⁾において、「国民所得」を論じ、先づK・マルクスの命題を引用しながら「国民所得」を次のように規定している。即ち一般的に「国民所得」は、すべての社会的総生産物（価値形態及び現物形態）のうち、費消された不変資本（即ち、生産手段）を補填して残つた部分」換言すれば「一定期間に新たに生産された生産物価

社会主義における租税（佐藤）

値」を表わし、社会主義社会においても、「国民所得」は、「一定年度における総生産物の価値全体（貨幣形態で表わされた）のうち、新しい価値として生産された一定の部分」として把握され、更にそれは現物形態では、物質的富の一定量を表わし、「消費ファンド」と「蓄積ファンド」に分かれる、⁽⁶⁾と述べている。「国民所得」は、資本主義国で論ぜられるように、社会主義においても、その「生産」、「分配」、「支出」の次元をもつてゐる。

「国民所得」の生産は、ソ連邦の場合、大概「社会的総生産物」の生産の次元で考えられ、「物質的生産部門」⁽⁷⁾の生産的勤労者の労働によつて創り出されるものと見られてゐる。しかし、この事は、「国民所得」の実質的な大きさ（即ち「国民所得」の増減）に係わりのある事で、それは、分配を規定するものとは関係がない。

A・ペトロフの例を引用して、「国民所得」の生産について見てみると次のようになる。⁽⁸⁾

（価値—貨幣単位、部門別—現物形態）
 I 張門（中露半部） 6000 = 4000 （総生産物）
 + 2000 （新生産物）

社会主義における租税（佐藤）

II部門（消費資料）	3000 = 1500	（移転価値）
	+ 1500	（新価値）
社会的総生産物	9000 = 5500	（移転価値）
	+ 3500	（新価値）

右式においては「社会的総生産物」は9000、生産手段の補填部分は5500、従つて「新価値」即ち「国民所得」は3500となる。またこれは現物形態では、生産手段500と消費資料3000とから成つてゐる。

このようにして生産された「国民所得」或は「新価値」は、分配並びに再分配されて、社会の成員によつて支出されるのであるが、それは先づ所得の形成過程において二つに分かれ、一つは「純所得」部分、他は「生産的勤労者の第一次的所得」となる。

これら全体としての所得の第一次的配分の基礎は、社会全体の「蓄積」と「消費」であり、それに基づいて国家計画を通じて配分が決定される。

社会の「純所得」は、「社会のための生産物」として、「企業利潤」、或いは「取引税」の形態を通じて、分配される。かくして「国民所得」は最終的に支出次元に現われて来るわけである。再びベトロフの例を引用すると「国民所得」の支出

は次のようになる。⁽⁹⁾

I部門（生産手段）	6000 = 4000（生産手段での補填ファンド）
	+ 1500（消費資料での消費ファンド）
	+ 500（生産手段での消費ファンド）
II部門（消費資料）	3000 = 1500（生産手段での補填ファンド）
	+ 1350（消費資料での消費ファンド）
	+ 150（消費資料での蓄積ファンド）

この式でわかるように、「国民所得」3500は、現物形態では、消費資料3000と生産手段500とから成つてゐるが、支出の次元においては、「消費ファンド」2850と「蓄積ファンド」650に分れる。この場合「蓄積ファンド」は、現物形態で、消費資料150、生産手段500によつて構成されている。

さて国家財政は、生産された国民所得を、分配、再分配して、支出の次元までもつて行く一つの重要な「てこ」としての役割をもつてゐる。従つて、国家財政にとつて重要なものは、国民所得の分配の段階である。

さきに述べたように、ソ連邦において、国民所得は、先づ「純所得」と「生産的勤労者の第一次的所得」に分かれる。これを所得形成過程と考えれば、本源的分配過程は、国営・協同組合企業の利潤、コルホーズの不分割ファンド、国家社会保険・

協同組合相互保険フオンド、取引税（集中的貨幣蓄積）、生産的勤労者の賃金、コルホーズ員所得等への分配過程を示すものである。⁽¹⁰⁾ また再分配過程としては、派生所得の形成、国民の直接税、国債を通じての国家への資金の集中が考えられ、一方、企業利潤も「利潤控除」の形態で国家に集中せしめられる。

国家予算は、かゝる分配、再分配過程において、その収入として前述の「取引税」、「利潤控除」、「国民の租税」、「国債」その他を受け入れ、「国民経済費」、「社会文化費」、「国防費」、「行政費」その他に支出する。

支出項目別に国民所得の利用を検討すると、国家予算の支出項目である「国民経済費」（集中的蓄積）と「企業留保利潤」とが合して、「蓄積フオンド」を形成し、一方、国家予算その他の支出項目である「社会文化費」、「国防費」、「行政費」その他は、国家による「社会的消費フオンド」を形成し、租税その他の国家予算への支払を控除した国民の所得は、「個人的消費フオンド」を形成する。

かくて、国民所得は、支出段階において消費と蓄積に分かれる。

社会主義における租税（佐藤）

かゝる国民所得の分配過程において、「取引税」は、こうち特に「純所得」の分配に関係がある。次に「純所得」と「取引税」の関係について見てみよう。

二、「純所得」と「取引税」

一般的に見て、価格は所得分配の機能をもっている。⁽¹²⁾ この事は、社会主義国であるソ連邦の場合にもいえる事で、価格は「純所得」の分配に重要な役割を果している。⁽¹³⁾

ソ連邦の場合、「純所得」は、社会的総生産物と同様、物質的生産部門に働く勤労者の労働によつて創り出されるが、それは「社会のための労働」部分を表わすものと考えられている。この「社会のための労働」部分⁽¹⁴⁾を規定するものは、生産の拡大のための労働部分や、社会的に有用にして必要不可欠な非生産的分野の労働である。勿論、この中には、国家の一定の諸活動も入る。⁽¹⁵⁾

一方、価格を規定するものは、価値即ち社会的生産費であり、これは一商品を生産するに要する社会的に必要な費用である。

従つて商品価格の中には、直接的生産費（過去労働及び、活

労働のうちの「自分のための労働」部分）のほかに、「社会のための労働」部分が入る。

ソ連邦の場合、価格は基本的には社会全体の蓄積、消費を考慮し、個々の商品の需要と供給を考慮して国家が計画的に設定するものであり、従つて「純所得」部分も、国家の計画的価格によつて決定される。

A・パチウリンは、価格と「純所得」の関係を次のように述べている。ソ連邦において「純所得」部分は価格の構成部分として現われてはいるが、それは価格を決定する要素ではない。

反対に、国家の設定した価格によつて、社会主義的純所得が定まる。⁽¹⁷⁾従つて「純所得」の配分形態である「利潤」や「取引税」は、国家の設定した価格によつて、即ち価格マイナス原価という関係によつて決定される。

これら価格と原価との差額は、⁽¹⁸⁾「取引税」の本質を規定する際の重要な契機となるもので、これをめぐつて諸説が対立している。その問題は「取引税の本質」の問題として後述する。

さて、国家は価格を設定する際、社会的・経済的政策要因を考慮し、また「価値法則」も価格決定の一要因として考慮する。⁽¹⁹⁾⁽²⁰⁾

このような個々の商品価格の設定において、各商品の販売に

よつて生ずる「純所得」は、国家の政策的要求に応じて相違をきたす。例えば、ソ連邦において、生産手段の価格は極めて低く定められ、生産手段生産部門において創り出される「純所得」は、消費財の販売を通じて実現される。⁽²¹⁾従つて消費財部門の「純所得」の一部は、国家の手によつて再分配され、「取引税」が再分配の一段となつている。このほか、生産の刺激や消費の抑制政策のために、特に価格が設定された場合、当該商品生産企業の不当な「純所得」（利潤）の獲得を廃除するためにも「取引税」が用いられる。

ところで「取引税」は通常、工業卸売価格の%で計算され、⁽²²⁾そのほか、定額—小売価格から流通費用、商業利潤を差引したものと、取引税なしの工場価格との差額—計算、及び、単当たり計算がある。工場から直接小売店に商品が引渡されるときは、工場卸売価格の中に含まれ、一種の「売上税」(Sales tax) 的性格をもち、また販売卸売機関を通ずるときは、工業卸売価格（当該機関の経費と利潤が含まれる）となつて、その際の「取引税」は、一種の「仕入税」(Purchase tax) 的性格をもつている。

小売価格は、いずれの場合でも、それら卸売価格に流通費用

及び商業利潤（商業上の附加価値—Nitsenka 或は Skidka）を加えたもので、価格と原価の差額といつても、そのなかには「取引税」、「利潤」、販売卸売機関の経費、流通費用などが含まれている。⁽²³⁾しかし、後者二つを原価に対する附加価値部分とみなすならば、結局、その差額は、「取引税」及び「利潤」となる。従つて価値構成の観点から見ると、「生産物原価」、「販売卸売機関経費」、「流通費用」は、「自分のための労力による生産物の価値（V）」部分と、「消耗された生産手段の価値（C）」部分とから成り、残余の「取引税」と「利潤」（卸売機関、商業販売機関の利潤を含む）が「社会のための労力による生産物の価値（M）」部分を体現している事になる。⁽²⁴⁾一方それは、前述の、所得の面では、所謂「純所得」部分を表わしている。

社会の「純所得」部分が、このように「取引税」と「利潤」に分かれる理由を、A・バチウリンは次のように説明している。即ち「利潤は当該企業の純所得、換言すれば、企業利潤であつて、これに対して取引税は、社会の純所得であり、国民経済各部門において、社会のための労力によつて創り出された生産物の価値部分を集約的に体現している部分である」⁽²⁵⁾と述べ、

社会主義における租税（佐藤）

さらに「取引税」は、個々の企業が、決して自由に処分出来ない部分として、「利潤」部分とは、はつきりと区別されねばならぬものとしてゐる。

果してA・バチウリンの説くように、「取引税」と「利潤」とが、その源泉において区別可能なものであるか否かは、問題となる⁽²⁶⁾ところであり、むしろ、その区別は、彼が他の点で触れているように「独立採算制」という実践的役割から出ているものと思われる。即ち「独立採算制の必要不可欠の条件は、国营生産部門の純所得から、企業自体の純所得（利潤）を分離する事」⁽²⁷⁾であり、その分離せられ、企業の自由に任せられた「純所得」によつて、企業自身の需要を充足させ、企業の生産活動を刺激させるという政策的意図から両者が区別されているものと思われる。そのほか両者の実践的任務がそれぞれ存在するが、概ね前稿で述べたF・ホルツマンの指摘が當つてゐる。⁽²⁸⁾

いずれにしても、「取引税」は社会の純所得部分を体現するもので、換言すれば、社会主義的利潤を、その源泉としている、というのが、A・バチウリンを初め、ソ連邦財政学者の一致した見解である。

次に歴史的側面から、これらの主張をあとづけてみよう。

社会主義における租税（佐藤）

九八

- 註 (1) 以下「取引税」とカッコで包んだものは、ソ連邦の取引税 (Narog s abarota [露])、Turnover tax [英] Umsatzsteuer [独] を表す。
- (2) Cf. Politicheskaja Ekonomija, Uchebnik, Moscow, 1954, Grava 37, pp. 526-54
『経済学教科書』第四分冊 (同上訳)、合同出版社、一九五五年、第三十章参照。
- (以下原書は『Uchebnik』、訳書は『教科書』とする)
- (3) D. Allakhverdian, Rol' Finansovoi Sistemy v Raspredelenii Natsionalnogo Dakhoda SSSR, 『Voprosy Ekonomiki』No.2, 1954, P.60
- (4) Cf. A. M. Aleksandrov, Finansy SSSR, Moscow, 1952, Predislovie
- (5) pod. red. A. E. Petrov, Kurs Ekonomicheskoi Statistiki, Moscow, 1954, P. 564
- (6) Ibid., pp. 391-4
- (7) このほか「流通部面でひきつけられる生産過程の業務 (商品の保管、仕上り、輸送、包装など) をまこと、商業での働き手の労働」及び、「物質的生産部門で精神労働にたごちかわる働き手」も生産的労働ではない。
- (『Uchebnik』P. 518 『教科書』八七九ページ)
- (8) A. E. Petrov, op. cit., P. 395
- (9) Ibid., P. 396
- (10) A. K. Suchkov, Dakhody Gasudarstvennogo Budzhetia SSSR, Moscow, 1955 P. 10 (特にことわりのない限り、A. M. Suchov の引用書は、この書を指す。)
- (11) 「蓄積フオンド」のなかには、このほか「社会的予備と保険のフオンド」、「文化厚生のための基本建設フオンド」が入る。(『Uchebnik』P. 550 『教科書』九二六ページ参照)
- (12) 「一般的に、競争体制のもとにおおづば、価格は寡極的に国民所得の再配分の基本的代行者となる。この事は、計画経済のもとに於ては、なほその事である」(A. Baykov, The Development of the Soviet Economic System, Cambridge, 1950, P. 367)
- また、Suchov は「価格は、社会主義経済におおづば、国民所得の計画的分配の最も重要な手段となっており、かつまた、消費と蓄積との間の価値比率の決定にも重要な役割を果している」と述べている。(A. K. Suchkov, op. cit., P. 161)
- (13) A. V. Bachurin, Pribyl i Nalog s Abarota v SSSR, Moscow, 1955, P. 47
- (14) ソ連邦においては、自国の経済理論において、必要生産物部分(Ⅴ)を「自分のための生産物」(Produkt dlia sebja)、剰余生産物部分(Ⅵ)を「社会のための生産物」(Produkt dlia obshchestva) 或いは「社会の純

所得」(Christyi dakhod obshestra) と称してゐる。

(Ibid., P. 18)

(15) Ibid., P. 21

(16) 具体的な価格計画化の問題については、

岡稔著『ソヴェト工業生産の分析』岩波書店、昭和三十一年、第三章参照。

(17) A. V. Bachurin, op. cit., P. 31

(18) A・ス・ニコノフは、この差額を財の實際原価 (Actual cost price) と財の社会的生産費 (Social cost) の差額と見ており、前者は、企業の直接的生産費(資金)であり、後者は、社会的に必要な生産費で、蓄積管理費、国防費等をも含めたものと見做してゐる。(Cf. A. Baykov, op. cit., P. 368)

M・マツプコフ、これとほぼ同様な見解に立っている。

(Cf. M. Dobb, Soviet Economic Development Since 1917, London, 3rd. ed., 1953, pp. 370-4)

(19) A. V. Bachurin, op. cit., P. 128

(20) Cf. A. K. Suchkov, op. cit., P. 19, P. 158

(21) A・ス・ニコノフはこの事を下表を用ひて説明してゐる。(単位圓)

(A. K. Suchkov, Gasudarstvennye Dakhody SSSR, Moscow, 1949, P. 52)

社会主義における租税 (佐藤)

産業部門	社会的生産費(価値)	商品の価格	内 訳			社会的生産以下格	社会的生産以上格	的費の格
			原価	利潤	取引税			
(I) 採取産業部門	10,000	5,500	5,000	500	—	4,500		
(II) 加工産業部門	20,000	17,000	15,000	1,500	500	3,000		
(III) 消費財産業部門	30,000	37,500	25,000	2,000	10,500		7,500	
合 計	60,000	60,000	45,000	4,000	11,000	7,500		7,500

s Abarota v SSSR, Voprosy Ekonomiki, No. 9, 1954, P. 121

(27) A. V. Bachurin, op. cit., P. 115

(28) 拙稿『社会主義における租税』(関西大学経済論集、第六卷第四号、五六—七二ページ参照。)

(22) Cf. K. Lartonev,

Dakhody Gasudarstvennogo Budzhetneta ot Sotsialisticheskogo Khazhaistva, Moscow, 1954, PP. 41-5

(23) A. V. Bachurin, op. cit., P. 40

(24) 岡稔『前掲書』一八一ページ

(25) A. V. Bachurin, op. cit., P. 115

(26) かなりの区別に対する反論が、P・マツプコフの行われた。(Cf. P. Malakhinoy, O Pribyl i Nalozg

二、改革前の「取引税」の歴史

「取引税」は、革命後十数年を経過した一九三〇年九月二日のソ連邦人民委員会議の税制改革の決定によつて、初めて全面的に実施されたもので、この税制改革以前の国家予算収入体系は、ほとんど資本主義国家のそれと異なるところがなかつた。

しかしA・バイコフも指摘するように、当時の租税は単なる収入目的以外に社会的・経済的意図をもつたものが多く、この点資本主義における租税と若干の相違を示していた。

A・バチウリンは、当時の租税の特徴を、かゝる「政策目的をもつたもの」として区別するばかりでなく、更に本質的に資本主義的租税とは異なる特質をもつたものとして説明している。⁽¹⁾⁽²⁾

一九三〇年の税制改革によつて、社会主義的收入（「取引税」「利潤控除」）として改革前の約六〇種の収入形態が統合されたが、そのうち主なるものは、改革前に存在していた「営業税」「伐採税」（手数料）「探掘税」（同上）「損害保険料」「消費税」等々である。これでわかるように「取引税」に統一された諸収入形態の中には、資本主義国で考えられている「諸手数料」「国有財産収入」がかなり入つている。こゝで注目すべき

第一表 改革前の国家予算収入（単位百万留）

	1927/28	1928/29	1929/30	1930 (追加)
収入総計	7,319.5	8,830.4	13,879.4	5,629.0
(A)取引税	—	3,146.1	5,653.3	2,420.4
(B)利潤控除	—	557.4	1,263.2	562.3
(I)租税収入	3,522.8	1,029.1	1,059.9	362.5
(内訳)				
(a)営業税	703.9	170.1	144.3	57.6
(b)所得税	295.6	223.8	257.2	67.7
(c)単一農業税	354.2	449.4	405.2	154.8
(d)内国消費	1,479.3	1,789.3	2,629.2	—
(e)関税	259.7	258.2	304.3	89.6
(II)税外収入	2,018.3	206.4	263.5	973.1
(III)国債	726.4	724.8	1,278.4	356.1
(IV)社会保険	1,052.0	1,221.0	1,418.0	408.0

(A. Suchkov, op. cit., P. 81 より引用)

ことは、「営業税」「消費税」のような資本主義的租税が、「第一表」で示されているように、極めて重要な収入源となつていたという事である。

「取引税」は、これら二つの租税の発展統一形態と考えられている故、改革前における両者の性格並びに特徴をみることは、

「取引税」の本質をさぐる上に必要不可欠のものと思われる。

1. 「営業税」 (Promyslovnyi nalog)

「営業税」は、ネツプ(新経済政策)の始まつた年の一九二一年七月から実施されたもので、初めは「営業免許税」(Patentnyi zbot)の形式で賦課され、後になつて「均等税」が加わつて二つとなつた。「営業税」の方は、国内の商工業企業を対象として賦課され、このうち「免許税」の方は、企業の設定、経営権に対する手数料を意味し、企業の規模、所在地に応じて賦課額が異なつていた。⁽³⁾「均等税」の方は、各企業の生産物売上高に對して一率三%となつていた。⁽⁴⁾翌年一九二二年には、この「均等税」は「差率税」となり、企業の収益性、商品の種類などが考慮に入れられ、更に二三年には、企業の所有形態(国有、組合、個人)によつて差別的賦課率が用いられた。当時の「営業税」課徴に際し、最も困難を齎したものは、「営業税」の重複課税であつた。即ち、「営業税」が生産取引段階において数次にわたつて賦課され、「営業税」の賦課額と実収入額とは、同一商品においても屢々一致しないことがあり、これが企業の収益性、或いは国家の価格政策の遂行を妨げた。従つてその後

社会主義における租税(佐藤)

の課税政策は、「営業税」(「均等税」)重複課税の除去にあつた。一九三〇年の税制改革までの「営業税」の変遷は、「営業税」課税の一回性の原則確立の過程とみてよい。例えば、既に一九二三年には、組合間の商品取引、企業—トラスト間の取引には「営業税」(「均等税」)が免税となり、一九二六—二八年に到つて、これらの発展が「営業税」の集中的支払方式を要請し、賦課形態も商品の取引高に對してとはなく、附加価値の総額に對して課税されるようになった。(第二表)参照)改革前夜における「営業税」の支払人は、トラスト、シンジケートが圧倒的となつた。そして一九二八年には「免許税」が廃止され「均等税」のみとなつた。

これら一連の「営業税」の發展過程の背後には、いうまでもなく、一九二〇年代後半期における社会化部門の急速なる成長、従つてまた国内經濟の統一の計画化の可能性といつた事情があり、それに伴う効果的な価格政策のため、「営業税」賦課の簡素化⁽⁵⁾が課税政策に要請されたわけである。

この「営業税」の一回課税の原則、集中化徴収方式が、次に述べる「消費税」の發展と相まつて、現存の「取引税」へと転化して行つたのである。

第二表 營業税課税の一回性原則と
集中化徴収（1929年）

	一回性 則徴収 率(%)	一回性 則徴収 率(%)
(I) 国 有 企 業 (内 訳)	57.6	76.1
工 業	40.5	33.8
シンジケート	4.5	33.9
(II) 協 同 組 合 企 業 (内 訳)	42.4	23.9
消費協同組合	38.1	7.5
農業協同組合	2.4	9.6

(A. V. Bachurin, op. cit., P. 122
より引用)

二、「消費税」

「取引税」に統合された一方の項目である「消費税」は、税制改革前におけるソ連邦国家収入のうち、極めて重要な地位を占めていた。（第一表）参照）

「消費税」も「營業税」と同様ネツプ初期に導入されたものであるが、「消費税」の実施に対しては若干の不可避的な理由があった。即ち、第十一回党大会では、「租税政策」の主眼は、財産、所得に対する直接課税によつて、私的蓄積の進行を取締る事が提議されたが、当時、充分な所得計算が技術的に不可能だったことや、徴税機関の課徴技術の不備から、直接課税のみ

からでは充分な収入目的を達成することが出来ず、止むをえず「時的方策」として「消費税」の賦課が決議された。

社会主義国たるソ連邦において、かゝる大衆課税的な間接消費税が実施されざるをえなかつたということは極めて皮肉に思われる。しかるに、A・バチウリンは、特に当時の間接消費税は、資本主義国のそれとは全く異質的なものであつたとして、賃金、価格と「消費税」との関係から次のように説明している。

第一は、「消費税」の実施と共に労働者の貨幣賃金の引上げが行われ、⁽⁶⁾第二に「消費税」の賦課によつて、実質賃金は低下しないばかりか、かえつて上昇したことを指摘している。

例えば繊維製品を例にとつてみると、一九二三年には、亜麻、麻絲、毛織物等に繊維消費税が賦課されたが、そのうち木綿製品についてみると一九二二—二六年の間に当該製品に対する消費税は、約二・五倍に引き上げられた。しかるにその卸売価格は一九一三年を一〇〇とすると、二三年—三三〇・五、二四年—二二八・二、二五年—二〇一・一、二六年—二〇〇・〇、と遞減している。⁽⁷⁾また毛織物を例にとれば、(第三表)に示されるように「消費税」の増大が価格の上昇を伴わず、生産費の中に消転している。

これらの事情により、対前年度増加率で示した実質賃金は、一九二三年—一三八、二四年—一二七、二五年—一二二、二六年—一〇四、二七年—一二二と増加している。

第三表 卸売価格と消費税

	1925/26 第1四半期		1926/27 第1四半期	
	絶対額 (留)	(%)	絶対額 (留)	(%)
229 番 織 物				
原 料 費	58.45	53.1	44.63	47.01
加 工 費	43.25	39.3	37.74	39.76
消 費 税	8.31	7.6	12.56	13.23
合 計	110.01	100.0	94.93	100.0
「国際規格」織物				
原 料 費	101.67	56.1	53.59	51.64
加 工 費	55.63	30.6	51.45	28.39
消 費 税	24.16	13.3	36.20	19.97
合 計	181.46	100.0	181.24	100.0

(A. V. Bachurin, op. cit., P.127 より引用)

従つて資本主義国における「消費税」に見られる価格騰貴を通じての負担の転嫁は行われず、企業の収益部分から「消費税」が支払われていたとみる事が出来る。

かゝる理由からバチウリンは、当時に「取引税」の前身たる「消費税」は、社会主義社会の「純所得」を表わしており、社会化部門の拡大発展に伴い、次第に現存する「取引税」のよう

社会主義における租税(佐藤)

に社会全体の「純所得」を体现するようになったと述べている。

一方「消費税」は通常卸売価格を標準として賦課されていたが、「営業税」の場合と同様に二〇年代後半になつて、国内経済の統一的計画化の要請から、次第に「消費税」課徴の集中化方式が採用されるようになり、例えば、一九二六年には、ゴム工業トラスト、石油シンジケートに「消費税」の一括的賦課納入方式が実施され、更に二八年の第一次五ヶ年計画の実施と共に、全面的に、かゝる方式が拡大された。

かくして「消費税」は、企業の存在する場所によつてではなく、集中的に、例えば生産物を販売するところのシンジケートにおいて支払われるようになった。

これら一連の事情は、それ自体「消費税」が「営業税」に接近して行つた事を示すものである。更にこの発展過程で注目すべき事は、一九二七年に、ソ連邦人民委員会の決定によつて、「消費税」が、販売される商品の卸売価格からの「控除」という方式で賦課されるようになった事である。

この事は、「消費税」と商品価格との関係を緊密化させ、「取引税」形態への転化を準備した。当時ソヴェト国家の政治、経済上の諸問題は、価格政策に集約的に体现せしめられてお

り、価格政策の効果的な実施が、第一義的なものと考えられていた。従つて「消費税」賦課の単純化、及び価格政策の遂行を妨げぬような課税方式が要求せられ、企業の収益部分からの「消費税」額の控除が行われるようになった。

さきに述べた「營業税」の集中的賦課・徴収方式の実施された年である一九二九年には、既に「消費税」、「營業税」の區別は、社会化部門においてはほとんどつかなくなり、一部の商品、砂糖、たばこ、繊維製品等においては、両税を全く統一して賦課していた。（第一表）の「取引税」収入項目は、これを意味する）

かくして一九三〇年九月の改革を待たずして、実質的には、既に現存の「取引税」形態が出現していた。従つて今日の「取引税」は改革前の「營業税」においてとられた課税対象としての「取引量」の把握と、一回課税の原則、他方「消費税」の課税標準としての「原価と卸売価格の差額」の把握、及び両税にみられる「集中的課税方式」を引き継いだものと考へる事が出来る。

三、「税外収入」

このほか、「取引税」は、諸種の国有財産利用手数料をも統一した。（第一表）参照）改革前においては「税外収入」は、予算収入のうち相当な比重を占めていたが、⁽⁸⁾社会化部門の進展に伴い、次に手数料的な収入が取引高を標準とした課税形態に変わつて行き、一九二九年には、社会主義的企業は、国有財産利用に際して手数料を免除され、「取引税」の形態で支払うようになつた。このなかには、前述の伐採手数料を初め、石油、石炭採掘手数料等が含まれていた。

特に、国有財産利用「手数料」で注目すべき事は、自然的条件によつて生ずる差額地代的要因が手数料のなかに含まれており、「取引税」への統合と共に、「取引税」がこれらの差額地代的要因によつて生ずる追加的収益をも吸収する役割を負つたという事である。

かゝる歴史的事情を総合してA・パチウリンは、「取引税」をもつて「社会主義社会の純所得の一形態であり、ソヴェト国家の税外収入」であるとして⁽⁹⁾いる。更に、「取引税」は、資本主義諸国の取引税その他の間接税とは、根本的に区別されねばならないと述べている。そして、資本主義における間接税は、先づ第一に、大衆消費財の価格を騰貴させ、第二に、購買者に

負担が転嫁され、第三に、その負担が逆進的であるのに対して、連邦の「取引税」は、第一に価格に対して何の影響を及ぼさないどころか、かえって価格が「取引税」徴収を左右するとして、第二に、それは国营企業の収益であり、従って国民の負担とはならぬと述べている。

これらの点から A・N・チウリンは、連邦の「取引税」は、単に租税という外被をまとつていふだけを通称し、実質的には、各経済部門で創られた「純所得」とあると述べ、更に「取引税」は、かゝる「純所得」を國家に集中する手段であるか否か、これを「全國家的所得」(Obshchegosudarstvennyi dokhod) と名づけるべきであると述べている。⁽²⁾以上が「取引税」の歴史の概要である。

註(1) A. Baykov, op. cit., P. 140

(2) A. V. Bachurin, op. cit., PP. 120-41

以上、歴史的事情は、主として、A・N・チウリンによる。因みに、このような時代を取扱った財政史の文献をあつければ次のものがある。

A. K. Suchkov, op. cit., Grava 3, PP. 35-96

F. Holzman, op. cit., Chap. 5, PP. 105-122

A. Baykov, op. cit., Chap. 6, PP. 78-105

G. Y. Sokolnikov & Associates, Soviet policy in

社会主義をめぐる租税(佐藤)

Public Finance 1917-1928, California, 1931, PP. 470

および第三章。(L. Reingold, The New Economic Policy 1921-1928, PP. 138-261)

(3) Cf. A. K. Suchkov, op. cit., P. 66

(4) A. V. Bachurin, op. cit., P. 120

(5) Ibid., P. 122

(6) A. K. Suchkov, op. cit., P. 69

(7) Ibid., P. 126

(8) Cf. A. K. Suchkov, PP. 71-2

(9) A. V. Bachurin, op. cit., P. 140

(10) Ibid., P. 141

三、「取引税」の本質

連邦「取引税」は、資本主義諸國の租税と同様な形式をもちつゝゐる。即ち課税技術的側面では、課税物件、課税標準、納税義務者、申告及び納期、税率表等を具備し、⁽¹⁾形式上、資本主義の租税と酷似してゐる。たゞし、形式上の「取引税」の特徴として、それがすべての財の取引一般に課税されるというの「総取引高税」⁽²⁾ではなく、課税の一回性の原則が維持されたものに述べたように、⁽³⁾ 国营卸売機關を通ずるか否かによつて、仕入税、或いは売上税の性格をもち租税である。

通常、かゝる租税は、卸売価格、或いは小売価引の引上げを通じて、一般消費者に転嫁されるものである。かゝる点から、資本主義国における批評家達は、「取引税」を消費課税とみなしているのである。

しかし、この事から直ちに「取引税」が、逆進的な大衆課税であるという結論は出て来ない。思うに、かゝる逆進性の評価は、所得の著しい不平等を前提とするからである。

ソ連邦において、果して各人の所得の開きが如何にあるかについての詳細はないが、所得のほとんどすべてが勤労所得から成つている点を考えた場合、資本主義諸国で見られるような開きはないものと思われる。従つて「取引税」の逆進性の主張は当らない。

更に、「取引税」が、一般消費者に転嫁されるか否かにも問題がある。（ただしこの場合、「消費税」は、すべて一般消費者に転嫁されるという事を前提とする。）

さきに述べたように、ソ連邦諸学者は、「取引税」は社会主義の純所得部分から支払われるもので、価格と原価の差額、換言すれば販売利益から国庫に収納されるものであると見てゐる。従つて、この意味から「取引税」は収益税であつて、間接

消費税的性格はないという事になり、国民の租税負担には、何の係わりも無いものとなつて来る。

そこで「取引税」の本質に係わる第一の問題として、若し、転嫁の有無を基準として間接税、直接税が分かれるとすれば、果してソ連邦「取引税」は間接税か否かの問題が出て来る。次に、本質問題の第二の接近方法として、「取引税」が、租税か、或は税外収入かの問題がある。

この点、さきに述べたようなA・バチウリンの「全国的家収入」としての「取引税」の規定、或はD・アラハベルジャンの「取引控除」への改称の主張⁽³⁾、更にはA・ズペーレフの「取引税」名称の不適切さの指摘等は、いずれも「取引税」が、単に租税としての外被をまといつているだけで、本質的には税外収入項目として扱うべきものとする主張にはかならない。

生産手段の国有というソ連邦の経済的基盤に一瞥を与えるだけで知られるように、課税現象、即ち私経済で生産された財貨の国家への強制的移転は、「取引税」に関する限り考えられない。思うに、国有企業収益の国庫への収納と似て、そこには所得の所有者の変更が伴わない。（「利潤控除」に関しては、既に名義上も税外収入となつている）⁽⁵⁾

かゝる考察が、「取引税」をして、資本主義における税外収入たる「官業収入」との比較の可能性を与える。

従つて以下、この二つの問題について検討して見る。

一、「取引税」と消費税

こゝに「取引税」というのは、いう迄もなく、連邦の「取引税」であり、消費税とは、通常資本主義国でいわれている内国消費税の意味である。

前節で述べたように、A・パチウリンは、「取引税」が、その出現以前において既に資本主義の間接税と異なつて、社会主義企業の収益から支払われていた事実を歴史的に吟味しているが、一般的に、ソ連邦において価格は国家によつて設定され、経済政策、社会政策の重要な結節点となつて現われている。

従つて、国庫の収入目的のための「取引税」の増徴が、価格を騰貴せしめる事は考えられず、逆に国家の諸政策遂行のため、先づ価格政策が行われ、そのなかに既に国家収入計画が織り込まれ、かくして生じた価格と、各企業の生産物原価との差額が、収益として「取引税」の形態で徴収されるわけである。

かゝる関係をA・パチウリンは「取引税は、一定生産物の価格と密接な関係をもつており、商品価格のうちに固定されてい

社会主義における租税（佐藤）

るもので、商品価格の中の国家予算財源を表わすものである⁽⁶⁾と述べている。また価格と「取引税」の因果関係を説明し、「利潤と取引税で表わされる社会主義社会の純所得は、価格の構成部分として現われているが、各経済部門で実現される社会の純所得の大きさは、生産高、生産物の種類、原価、価格によつて定まる。従つて利潤や取引税は、価格の構成要素ではない。換言すれば、利潤や取引税の大きさが価格水準を決定するのではなく、価格（生産物に対する費用を考慮して国家が定める）が純所得の大きさを決定する⁽⁷⁾」と述べている。

価格と「取引税」に関するA・パチウリンのかゝる主張は、価格→純所得→取引税というプロセスであつて、その逆ではない。従つて「取引税」が、価格を變動させる事はないと説いている。更に、純所得、即ち社会主義的利潤部分（「企業利潤」を含めた）が「取引税」を決定づけるといふ主張から、「取引税」が収益税であるという考えがうかゞえる。

一方、資本主義国において、例えば、N・ジャズニーは、「取引税は、消費税と極めて共通的な性格をもつている⁽⁸⁾」と述べ、更に「共産党は、政権を取つたら先づ第一に、すべての間接税、なかんづく消費税を全廃せんと主張して来たにもかゝら

社会主義における租税（佐藤）

らず、現在ソ連邦において実施されている取引税のように明らかに消費税とおぼしき間接税を課税し、それに加うるに、生活必需品に対して極めて過重な課税をなしている」と非難し、更に續けて、かゝる「取引税」を社会主義的利潤だと称する事は、単に宣伝のためのフィロソフィの変更だけであると述べている。

しかしながら、かゝる見解は、ソ連邦の経済体制の特性、特に、生産手段の国有化の上に立つて、国家が、国民経済の全面的オルガナイザーとして活動しており、私的蓄積が廢除されている、という事を無視したもので、同様な見解が、F・ホルツマンにもうかゞえる。

前稿で述べたように、F・ホルツマンは、「物品課税」部分を、価格と原価の差額全体と規定し、これらの「価格差」は、巨大な国家支出のために、インフレートされて出て来たものと見ている。ところが、その「価格差」、或は「物品課税」のなかには、拡大再生産のための蓄積部分が入っており、かゝる貯蓄・投資部分は、資本主義社会にとつても、利潤部分として体现しているにもかかわらず、特にソ連邦の場合に限つて、それを課税とみなす事は、当をえぬものと考ええる。

一〇八

従つて、F・ホルツマンの所説については、先ず利潤部分（企業利潤）は、「物品課税」のうちから排除されてもよい部分と考える。問題は、残余の「取引税」部分である。

ホルツマンは、企業利潤と「取引税」が、極めて恣意的に定められるという理由から、便宜上、両者を「物品課税」とみなしたのであるが、企業利潤の利用を考慮した場合、それは明らかに、「収益」の範疇に入るものが含まれている事になる。

またA・スチコフ等の見解は、それとは違つて、「利潤」も「取引税」も共に「収益」の範疇に入るもので、それらは共に、国家が予め、収益部分として、所謂「純所得」として計画したものにほかならないと見ている。

かゝるソ連邦の見解に対しても、前例と同様な事がいえる。即ちこの場合でもやはり、「取引税」の利用を考慮すれば、「収益」の範疇に入らないものがあるであろう。換言すれば、「取引税」の中には、収益部分と課税部分が混在しているという事である。

F・ホルツマン及びソ連邦学者の見解の相違は、資本主義における官業収入の評価の相違と酷似するものである。

従つて、官業収入としての「取引税」について次に見てみよう。

う。

二、取引税と官業収入

さきに述べたように、ソ連邦財政学者は、最近「取引税」の本質規定として、それを税外項目に含めるべきものと主張するようになった。

一例をA・スチコフの所説に見れば、彼は旧著「ソ連邦国家収入論」(A. K. Suchkov, Gasudarstvennye Dakhody SSSR, 1949)におおむね「取引税」の本質規定に関しては、単にそれが「社会主義的蓄積」⁽¹¹⁾であるという事だけしか述べていなかったが、新著「ソ連邦国家予算収入論」においては、具体的歴史的なソ連邦国家収入形態の吟味を行なうと共に、「取引税」の本質規定についても更に検討を与え、大略次のように論じている。即ち「一九三〇年以来、社会主義経済の貨幣的蓄積の一部が取引税という形態で予算にはいつて来たが、このような名称は、その予算収入の本質と一致しないものである。租税というものは、所得の一部を、或る所有形態から他の所有形態へ転化する事を意味するものであるが、所謂取引税の賦課からは、かゝる所得の転化は生じない。この所得(取引税―筆者)は、物質的生産部門で創り出され、社会の処分に任ぜられるところの

社会主義における租税(佐藤)

生産物部分を貨幣で表わしたものである。この生産物の所有者は国家であり、租税は単に予算への所得の算入の形式を意味するに過ぎない。経済的内容から見て、この場合、所得と租税の意味が重複している。従つて、そこには何ら租税は存在しない。ヨリ詳しく説明すれば、かゝる予算収入項目は、取引に際して控除される収入と名づけられるべきであろう。この場合、取引は単に予算収入の計算方法として把握されているだけである」⁽¹²⁾(傍点筆者)と述べている。また他の諸学者によつても大体同様な意見が述べられている。要するに、これらの主張は、「取引税」が国有企業収入であり、租税ではないという事である。

このような収入形態は、資本主義諸国においても存在する。勿論国有の目的は、ソ連邦と著しく異なり、財政的或は行政的目的から行われているものであるが、収入形態としては官業収入として、一つの税外収入項目となつている。

資本主義において、官業収入は、私経済的收入或は本源的收入として⁽¹³⁾、他の国家予算収入項目から區別されているが、特に問題となる事は、日本における専売益金等の財政独占の問題である。

社会主義における租税（佐藤）

専売益金は、収益の国庫への納付金として、一般会計に計上されているが、その収益部分は、第一に国家が収入目的を考慮して、任意に価格を設定しようという理由から、第二に、製造原価（強制的調達価格を含んだ）と販売価格の単なる差額を表わすだけであるという理由から、消費課税の一種と考えられている。しかしながら、消費課税部分の算定において、予算収入項目全体が税額か否かは判定困難であり、原価の変動にわざわざされる事のないよう、一定の収益部分を評価し、残高を課税部分と見做す等収益部分と課税部分の評価が問題となつている。⁽¹⁴⁾

一方、ソ連邦「取引税」を考へて見る時、やはり、価格は、国家の政策的要因によつて決定されているので、国有企業収入としての「取引税」が、収益か課税かという判定の問題が残る。

F・ホルツマンは、「取引税」を間接税と見ているが、かかる国有企業収入としての質的問題は捨象し、「取引税」を直ちに「物品税」とみなし、従つて「間接税」であるとしている。これに対して、例えば、A・パチウリンは、「取引税」を国家

収益（「純所得」）とみなし、かかる収益は、社会・国家的需要の充足に向けられ、拡大再生産のための投資や、行政費支弁、或いは国防に対する支払、その他予算支出項目に従つて支出さ

れると述べている。⁽¹⁵⁾かかる支出は、社会的に必要不可欠なもので、生産的勤労者の「社会のための労力」によつてまかなわれるものであると、説明している。

A・パチウリンの述べるこの「純所得」部分は、丁度、F・ホルツマンが、「物品課税」部分として捉えた「価格差」の成因と一致するものである。即ちホルツマンは、前記の国家諸支出は、いづれも商品価格を騰貴させ、商品の価格差（価格と原価の差額）の国家への集中によつてまかなわれるもので、「物品税」たる「取引税」が、この際の徴収機能を担当していると考えられている。

そこで、両者の一致した対象である国家予算支出項目の検討が、「取引税」の本質規定に必要となつて来る。（註(10)参照）国家予算収支の評価に当つて、注意せねばならぬ事は、ソ連邦の場合、国有企業が普遍的な企業形態であつて、単なる国庫収入目的ではなく、国民経済の基盤となつていふ点である。従つて、国家投資も国民経済全体に決定的影響を与えるもので、資本主義的概念たる私的投資は全く行われていない。

さてそこでソ連邦国家予算の支出面についてみると（第四表）のようになつている。これらの支出項目のうち、特に「国防

第四表 1956年度国家予算

予算収支項目	金額(億留)
歳入総額	5927
取引税	2711
利潤控除	1073
個人税	503
国債	323
その他	1317
歳出総額	5696
国民経済費	2373
社会文化費	1615
国防費	1025
行政費	125
その他	558
収入超過	231

(A. Zverev, Gasudarstvennyi
Biudzhets SSSR na 1956 god,
《Planovoe Khazhiaistvo》 No. 1,
1956, P. 23 より引用)

で、「行政費」に関しては、資本主義的国家支出形態と同様なものと考えられる。しかるに「国民経済費」(Finansirovanie narodnogo khazhiaistva)、「社会文化費」(Sotsialno-kulturnye meropratiia)は、それらの予算支出中に占める比重が極めて大きく、とりわけ「国民経済費」は、単に比重が大きいという点で、資本主義国家支出と相違するだけでなく、社会主義経済に

独特のものである。ソ連邦における「国民経済費」は、その大部分が、国家の国民経済に対する投資を表わすものであり、A・ズヴェーレフによれば、これら国民経済の投資に占める国家予算の割合は、「第五表」のように示され、平均約七〇%を占めている。残余の三〇%も、社会主義的企業の留保利潤から支出

社会主義における租税(佐藤)

第五表 国民経済に対する投資の源泉(単位10億留)

	年 度	国民経 済総計	(内 訳)			
			工業	農業	運輸 通信	商業
国民経済融資総計	1951-1955	1451.0	750.5	248.1	170.7	10.7
	1951	252.9	125.3	44.5	29.6	1.8
	1955	330.3	174.5	58.2	37.3	1.8
	1956	347.0	185.1	56.6	40.5	1.7
(内 訳) 国家予算からの融 資	1951-1955	971.1	442.3	203.8	84.2	3.8
	1951	179.6	80.6	37.2	13.8	0.9
	1955	217.4	99.0	48.1	19.8	0.8
	1956	237.3	110.0	48.6	21.8	0.6
企業、機関の留保 資金からの支出	1951-1955	479.9	308.2	44.2	86.4	6.9
	1951	73.3	44.7	7.3	15.8	0.9
	1955	112.9	75.5	10.1	17.5	1.0
	1956	109.7	75.1	7.9	18.8	1.1

(A. Zverev, op. cit., P.16 より引用)

されるので、ここでは、純粹の私的投資は行われない。さて、かゝる国家の集中的投資の源泉は、前述したように、社会の「純所得」であり、その収入形態である「取引税」、
「利潤控除」である。

社会主義における租税（佐藤）

かゝる蓄積部分（M部分）は、拡大再生産を行う如何なる社会にとつても必要不可欠な部分であると考へられる。たゞ経済体制の相異によつて、ソ連邦では、生産手段の国有を基礎として、それが国家の手によつて集中的・計画的になされているのである。資本主義の場合は、それが個々の資本家によつて、分散的に市場のパロメーターに従つて行われては過ぎない。

従つて、ソ連邦の場合、国家は、個々の企業収益の集中の手段として「取引税」、「利潤控除」を用い、集中資金の投資ルートとして「国民経済費」を用いているものと考へられる。しかしながら、この事をもつて「取引税」を収益なりと規定する事は、早計である。というのは、（第五表）において示されているように、「取引税」、「利潤控除」は、「国民経済費」をまかなつて余りある額となつてゐるからである。この差引残額は、爾余の一般的国家経費、即ち「国防費」、「行政費」、「社会文化費」等をまかなつてゐるところの「取引税」部分で、この部分は、あたかも「官業収入」が消費課税であるといわれるのと同じ理由から、課税部分とみなす事が出来る。

蓄積部分を、單純に「国民経済費」のみに限定して考へる事

第五表 国家収益と課税部分の計算（単位10億留）

年 度	1951 -1955	1951	1955	1956
(A)取 引 税	1,196.3	247.8	233.7	271.1
(B)利 潤 控 除	387.1	48.0	117.5	107.3
(C)=(A)+(B)	1,583.4	295.8	351.2	378.4
(D)国民経済費	971.1	179.6	217.4	237.5
(C) - (D)	612.3	116.2	133.8	140.9

（「取引税」「利潤控除」は A. Svchkov, op. cit., P. 154 及び A. Zverev, op. cit., P. 16 より引用
「国民経済費」は、上記 A. Zverev の論文を参照）

は、粗雑の難を免れえないけれども、「取引税」を「官業収入」の一種とみなし、その収益部分と課税部分（国民の租税負担の部分）の評価に當つて、かゝる考察方法が、一つの接近手段として有効なものはなからうかと考へる。

しかしながら、これらは、国民の租税負担の評価上の一視点であつて、若し、「国民経済費」をも、国家活動としての経費一般に還元してしまうならば、問題はソ連邦国家に対する国民の負担一般に拡大される。しかしながら、かゝる角度から、その負担の軽重を論ずる事は、社会主義社会は社会主義である、という事に似て無意味な事と思われれる。

註 (1) 最近邦訳された左記の文献に詳細な紹介がある。

- M. A. グールウィッチ著『ソヴェト財政学教科書』(1) 各国財政事情研究会訳 洋々社、昭和三十一年。たゞし、これは「ソヴェト財政学」の教科書である。
- (2) 井藤半彌著『近世財政学教程』巖松堂書店、昭和三十一年、一二七ページ参照。
- (3) D. Allakhverdian, op. cit., P. 68
- (4) A. Zverev, *Gasudarstvennyi Buzhnet SSSR na 1956 god.* ≪Planovoe Khazhniastvo≫ No. 1, 1956, P. 23
- (5) たゞし、「所得控除」を金持ちを主眼と行われべき也。(A. Zverev, D. Allakhverdian)
- (6) A. V. Bachurin, op. cit., P. 115
- (7) Ibid., P. 31
- (8) N. Jasný, *The Soviet Price System*, Stanford, 1951, P. 70
- (9) Ibid., P. 78
- (10) 因みに両者の一致点を示せば次のようになる。
 スチウリン「純所得」ホルツマン「非消費的支出」
 (A. V. Bachurin, op. cit., P. 29)
 (F. Holzman, op. cit., P. 21-2)
- | | |
|-----------|-------------|
| 拡大再生産フオンド | 固定・流動資本への投資 |
| 国家行政 フオンド | 国家行政費 |
| 科学、芸術フオンド | 社会文化費 |
- 社会主義における租税 (佐藤)
- (11) 国防費その他 (企業留保利潤) (企業留保利潤)
 A. K. Suchkov, *Gasudarstvennye Dakhody SSSR*, Moscow, 1949, P. 48
- (12) A. K. Suchkov, *Dakhody Gasudarstvennogo Buzhnet SSSR*, Moscow, 1955, P. 158
- (13) 井手文雄著『近代財政学』税務経理協会、昭和三十一年、一七一―一八〇ページ参照。
- (14) 同上、一八七ページ
- (15) A. V. Bachurin, op. cit., P. 21
- (16) ソ連邦国家予算項目は、部 (Grup) 款 (Razhdel) 項 (Paragraf) 目 (Statie) に分かれ、通常発表されるものは、収入面においては款 (収入形態別分類) 支出面では部 (使途別分類) である。(Cf. V. Schavrin, *Gasudarstvennyi Buzhnet SSSR*, Moscow, 1953, pp. 193-5)
- (17) この場合、「国民経済費」部分を、国家の強制的投資 (国家が国民の消費を切下げる事によつて蓄積部分を増大せしめよう意味) とみなすならば、かゝる考察方法は無効となる。しかしながら、適正投資と過大投資の境界は、現在の消費と将来の消費の評価と同様に客観的判断が困難である。従つて、こゝでは、国家の投資が、国民の将来の消費の増大にとつて必要不可欠

社会主義における租税（佐藤）

であるという前提に立つ。

四、社会主義における租税（総括）

ソ連邦「取引税」の経済的役割、或いは作用に関しては、いままゝで幾多の論議がかさねられて来たが、「取引税」が果して資本主義の租税と、どのような相違をもっているかについては、余りかえりみられなかつた。

本稿においては、「取引税」の本質を中心問題とし、ソ連邦諸学者の所説に依拠しながら、社会主義社会での国家収入の意義を検討して来た。いままゝでの論述を総括すると次のようになる。

- 一、「取引税」は、国民所得の分配、特に「純所得」（剰余価値部分）の国家への集中に重要な役割を果している。
- 二、「取引税」の源泉は、社会主義企業の収益であり、従つて「取引税」は収益課税となみされる。
- 三、社会主義社会の企業は、国有企業であり、従つて国家と企業の間には課税関係は存在しない。
- 四、かゝる観点から「取引税」は、社会主義国家の税外収入となる。しかしながら、
- 五、国家が価格に対する絶対権をもつ事は、「取引税」を、

一一四

「官業収入」の変態と見る事を可能ならしめる。

以上のような考察から、「官業収入」を手がかりとして「取引税」の本質を規定して、結論的には、「取引税」においても国家収益部分と間接税部分とが生じて来るといふ事を見て来た。

しかしながら、ソ連邦国家経済は、社会主義の過渡的段階を反映して、いまだ、国家が、その活動に要する費用を、何らかの手段を通じて獲得する、といった領域から出ていない。A・レムニツは、「取引税」のかゝる過渡的性質を論じて、「社会的生産物を租税として社会的に獲得するという形式は、資本主義経済の母班を意味し、社会主義経済の過渡的性質から生ずるものである」と述べ、更に、かゝる過渡的性質は、とりわけ生産力が、いまだ財の余剰を生みだす程充分発展していない事、また労働が、いまだ社会的必要として一つの全体的欲求にまで到っていない事から生ずるものであると見ている。

これらを所有関係から見れば、ソ連邦に現存するところの「全国国家的所有」と「集団的所有」の二つの所有形態から、国家が全面的に所得分配に主導権をもつ状態に到っていない事がうかゞえる。

国家が、すべての生産手段を所有すると共に、すべての生産物をも本源的にする所有する段階を想定すれば、かゝる国家の「収入形態」という表現は無意味となり、全国家的所得から、個々人の所得を控除する事となる。

K・マルクスの「ゴーター綱領批判」における社会主義社会の国民所得分配に関する命題は、かゝる關係を示唆している。⁽⁴⁾即ち、社会主義において、社会的総生産物は、先づその経済的必要から、第一に、消費された生産手段の補充部分、第二に、生産を拡張するための追加部分、第三に、災害や、自然現象による破壊等に備える予備または、保険基金が控除されて、残部が国民の消費資料にあてられるのであるが、個人的にそれらが分配されるまえに、「一般行政費」(この部分は、社会主義が發展するにつれて、ますます減少する)、「共同需要を充足する部分」(学校、衛生設備等の費用で社会主義の發展するにつれて、ますます増加する)、「労働不能者等のための基金」、これらが控除され、残部が個人に配分されると述べている。

いう迄もなく、最初の「生産手段の補充部分」を除いた社会的総生産物は「国民所得」であり、残余のすべての控除項目は、そのほとんどが、現在のソ連邦においては、国家支出とい

社会主義における租税(佐藤)

う形態をとつている。

従つて、ソ連邦において、全国家的生産セクターに限つて、「取引税」を考察した場合、かゝる社会主義的所得配分の担い手としての本質が現われて来ると思われる。

現在ソ連邦において、「取引税」「利潤控除」と並んで、集約的所有形態である協同組合企業、或いはコルホーズから「所得税」が徴収され(この二つの収入は、毎年発表されるソ連邦国家予算のうちの「その他」の項目に計上されている)、また国民に対して所得税、農業税等が課税されている事は、以上述べたような、社会主義における租税の本質を曖昧にさせている因となつている。これらの事は、いうまでもなく、ソ連邦の過渡的特性から出て来ているものである。従つて、全国家的所有の体制が普遍的になつた場合を考えると、かゝる社会主義的租税は、「社会主義国家が、国家の諸経費と、国民の消費支出とを按分するための「手段」となつて現われると思われる。

残された問題は、かゝる過渡的性格をもつたものとしてのソ連邦国家収入一般の検討、並びに社会経済体制の發展と国家収入との動態的な關係の把握である。

これには、先づ、「取引税」、「利潤控除」以外の他のソ連

社会主義における租税（佐藤）

一一六

邦の国家収入（直接税、国債等）の検討と、次に革命後の収入形態の国家予算に占める比重の変化のあとづけとが必要となつて来る。また、それと同時に、現在社会主義社会の初期の段階にある諸国の財政制度の検討も必要となる。最近出版され、かつ本稿においても屢々引用されたA・スチコフの新著は、かゝる主題に或る程度の解明を与えている。稿を改めてそれらの点を体系的に述べてみたい。むすびに代え、以上を附言しておく。

（未完）

註（1）前稿で紹介したF・ホルツマンは、「取引税」を、ソ連邦の巨大な国家支出によつて生ずるインフレーションを抑制する一手段と見ているが（拙稿「前掲書」六三ページ参照）、M・ドツフは、それは、「不注意な貨幣政策」という意味でのインフレーションとは何の係わりもないと述べ（M. Dobb, op. cit., P. 364）、更に、L・E・ハッバードが、「取引税」は国家投資に伴う社会の「貯蓄」であると述べている点に対しても（Cf. L.E. Hubbard, *Soviet Money and Finance*, London, 1936, pp. 185-198, P. 322）、かゝる規定は、無意味なものであるばかりでなく、かえつて、コストの変動或いは区分が、価格とコストの差額としての「取引税」のなかにはいつて来た場合、「貯蓄」部分の規

定が不明確となる故、合理的な規定でないといえる。（Cf. M. Dobb, op. cit., pp. 372-3）
これらM・ドツフに対する実証面での反論はN・ジャスニーによつて行われている。（Cf. N. Jansy, op. cit., pp. 72-6）

(2) A. Lemnitz, *Die Wandlung des Wesens und der Funktionen der Steuern im Sozialismus*, in :

Finanzen und Kredit, Bd. II, Berlin, 1952, S. 178

(3) Cf. A. Suchkov, op. cit., pp. 3-5

(4) K・マルクス『ドイツ労働者党綱領（一八七五年のポ

ータ綱領）評註』マルクスレーニンゲルス選集、第十二卷上、大月書店、一九五〇年、二四〇—一ページ参照。

執筆者紹介

高木秀玄	本學教授（經濟學部）
市原亮平	本學助教授（經濟學部）
津川正幸	本學助手（經濟學部）
佐藤博	本學助手（經濟學部）